

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名		神奈川県ライトセンター条例	
条 例 番 号		昭和 49 年神奈川県条例第 2 号	法 規 集 第 6 編第 1 章第 6 節
所 管 部 局 室 課		保健福祉部障害福祉課	
条 例 の 概 要		身体障害者福祉法第 34 条に規定する視聴覚障害者情報提供施設のうち、視覚障害者のための情報提供施設である神奈川県ライトセンターの設置及び管理に関して必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な条 例か。〕	県ライトセンターは、視覚障害者の社会的自立を促進し、福祉の増進を図るために設置する必要がある。この条例は地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県立の視覚障害者情報提供施設の設置及び管理に関して定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	県ライトセンターは、点字・録音等による図書の製作及び貸出しのほか、相談指導、訓練、ボランティア育成及びスポーツ振興等を総合的に行っており、視覚障害者への情報提供及び便宜の供与に関し、有効に機能している。	平成 19 年度実績 ・蔵書数：22,719 タイトル ・貸出数：29,009 タイトル ・相談指導等実績：291 人 ・ボランティア育成講座参加者：435 人 ・スポーツ施設利用者：延べ 17,524 人
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ることを目的とした指定管理者制度が導入されており、効率的に施設運営がされている。	平成 18 年度から平成 23 年度まで日本赤十字社を指定管理者として指定。
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。〕	県ライトセンターの機能の充実については、かながわ障害者計画に基づいて行われている。また、指定管理者制度を導入しており、県の行政システム改革基本方針に合致するものである。	
	適法性 〔 憲法、法令 に抵触し ないか。〕	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)